

野田市避難行動要支援者支援計画（素案）及び野田市地域 防災計画（修正素案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市避難行動要支援者支援計画（素案）

野田市地域防災計画（修正素案）

2 意見の募集期間

平成26年5月16日（金）から平成26年6月16日（月）まで

3 意見の募集結果

(1) 提出者数・意見数		3人	9件
(2) 提出方法	直接持参	1人	1件
	郵送	1人	7件
	FAX	1人	1件
	Eメール	0人	0件
(3) 計画等に反映した意見			0件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	高齢者・要介護者（介護度）の地域リストを作成しておくことが重要と考えます（個人情報の問題はありますが）。個人情報と命、どちらを優先しますか。	野田市避難行動要支援者支援計画（素案）（以下「支援計画（素案）」という。）では、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、名簿情報を提供することについて同意を得ることとし、名簿情報提供の同意が得られた避難行動要支援者及び自ら支援を希望し個人情報の提供に同意した避難行動要支援者の名簿情報（要介護認定者は介護度を記載）を避難支援等関係者に提供するものです。 また、同条第3項の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者名簿登載者の生命又は身体を保護するため特に必要があると判断した場合は、その同意の有無にかかわらず、安否確認や避難支	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		援に活用すべく、名簿情報について必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとしています。 なお、避難行動要支援者名簿は、避難支援等関係者となる自主防災組織等や民生委員・児童委員などの地区ごとに作成し、提供するものです。 以上のことから素案の修正は行いません。	
2	○弱者、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の避難について ①何を使って避難するのか。おんぶ、担架、自転車、車いす、リヤカー、自動車等は、現実にはほとんど用をなさないとの事、多数の特徴を備えた「避難用車いす」が最適と思われる。 ②支援者は誰にお願いするのか。家族、自治会、近所の人々、ボランティアの人々などの人達に訓練をしていただき日常から備えるべき。 ③「避難用車いす」は現在試作品が完成済し、特許出願中であり、野田市の避難行動支援計画として検討願いたい。	支援計画（素案）は、野田市地域防災計画に基づき、災害時の避難行動要支援者の避難の支援に関して、対策主体の役割や対策の仕組みを示すものであるため、避難するための資機材については記載いたしません。 また、支援計画（素案）では、避難支援等関係者による地域での防災訓練の実施などについて検討するものとしています。 以上のことから素案の修正は行いません。	修正無し
3	○計画全体像について 法体系との整合性がとれ、全体として網羅的・体系的なものとなっており、紙面数もよくまとまっていると感じた。	本素案に対する感想として承ります。	修正無し
4	○避難支援等関係者像について 「災害時の避難支援」が役割期待は明確だが、役割期待に必要な条件の言及がどこにもなされていない。災害発生時に担える人物像が「地域の近隣住民」「自主防災組織	支援計画（素案）では、災害発生時、避難行動要支援者に対して、避難行動の支援ができる方に協力していただくことから、避難支援者の条件設定は行いません。 また、地域における支援活動の担い手となる自主防災組織等や民	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	参加者」「民生委員・児童委員」「地区社協参加者」では、高齢の地域社会活動の人達と思われる。担い手が若い世代と地域の精通者が協働する仕組みが必要。	生委員・児童委員、地区社会福祉協議会などの平常時や災害時の役割を定め、避難行動要支援者に対して、避難行動の支援ができる方に協力していただくものですが、必ずしも若い世代を担い手として含めなければならないものではありません。 しかしながら、自主防災組織等の活動については、高齢の方だけが活動している地区もあることから、若い世代も参加する地域ぐるみの防災活動を推進していきたいと考えております。 以上のことから素案の修正は行いません。	
5	○避難支援等関係者の供給問題及びニーズのある地域へのバックアップ体制について 地域住民のうち、高齢者の中で、健康で体力・智力のある人は避難支援者（ボランティア）となる。地域にある事業所の勤務従事者、大学、高校の生徒などは担い手として必要性が高い。地域住民のうち高齢者支援者はどの地域でも普遍的にいるが、事業者等に属する担い手は地域での偏りがある。これを地域ニーズにあわせて調整コントロールする組織が必要である。行政が担うという考え方もありうるが、これらはボランティア活動なので、ボランティアコーディネーターや災害ボランティア連絡協議会のような機関を設置し、避難支援等関係者となる者に掲載するべき。	支援計画（素案）は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難場所等まで安全、迅速及び確実に避難するための計画であり、ボランティアコーディネーターは、災害発生後に開設した避難所運営等において、ボランティアを求める側と提供する側の関係を調整することにおいて、力を発揮するものと考えており、いつ支援が必要となるかわからない避難行動の支援に、ボランティアを避難支援者として、コーディネートすることは難しいと考えます。 また、災害ボランティア連絡協議会は、災害時のボランティア活動を円滑に推進するために設置されるもので、災害発生後、災害ボランティア支援センターなどと協力し、被災地のボランティアセンターの設置・運営の支援、協力を行うものと考えております。 以上のことから素案の修正は行	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		いません。	
6	○要配慮者の個々様々なニーズに応えること、多数の要配慮者を避難させることの優先順位について 後者が優先することになることを、この計画上に触れていただきたい。	要配慮者については、高齢者だけではなく、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人及び難病患者の方も対象として考えておりますが、その内、家族以外の第三者の支援がなければ避難行動が難しいと考えられる方を避難行動要支援者として、安全、迅速及び確実に避難させる前提で、支援計画（素案）を策定しております。 避難行動要支援者は、皆避難支援が必要な方であり、どちらかを優先させるということはありません。 以上のことから素案の修正は行いません。	修正無し
7	○要配慮者の災害時の実姿を観察して「トリアージ」的な対応をすることもありうることにについて 事態に直面した場合、家族や近隣の批判にさらされるのは支援者なので、この点に触れていただきたい。	支援計画（素案）では、避難支援者を避難行動要支援者が避難場所等へ避難する際の行動を支援する者としており、避難行動要支援者一人一人について、誰が支援して、どこの指定緊急避難場所等に避難させるかをあらかじめ決めておく個別計画の作成を自主防災組織等をお願いするものです。避難行動要支援者ごとに支援者は別の方となることから、支援者が順位を決めることはありません。 以上のことから素案の修正は行いません。	修正無し
8	○要配慮者、支援関係者の個人情報保護法の措置について 要配慮者への手順、手続き、保管法等を詳細に規定化されているが、支援関係者への記述が希薄と思う。	災害対策基本法第49条の13の規定により、避難行動要支援者の名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないと定められております。 さらに、支援計画（素案）では、第2章4（6）に、個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と覚書を締結するものとしております。 以上のことから素案の修正は行いません。	
9	○支援関係者の法的責任について 法的責任がないと記述されている。この活動はボランティア活動なので、民法上「事務管理」に相当し責任はあると思う。	民法上の「事務管理」が成立するためには、法律上の義務がなく、他人のためにする意思で他人の事務を管理し、本人の意思・利益に反することが明らかでないことと考えられます。 支援計画（素案）では、名簿情報の提供について、避難行動要支援者から同意を得ることとしており、その同意書において、「避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。」と記載し、この内容を理解した上で、名簿情報を避難支援等関係者へ提供することに同意し、署名をしていただくことにより、本人の意思・利益を確認することから法的責任を負うものではありません。 以上のことから素案の修正は行いません。	修正無し